

市政情報 topics

市政情報

求人・案内

セミナー

カレンダー

健康

発表・鑑賞

中央図書館

相談の案内

高齢者

子育て

コラム

ニュース

来庁前にウェブで住民異動届出書を作成

3月1日(月) START

# CHA-CHAT 申請

住民異動の届け出専用サイト(下の2次元コードからアクセス可)の質問にチャット形式で答えていくと、来庁前に住民異動届出書のデータを作成することができます。

**【対象の手続き】** 転入や転出、市内転居の届け出  
**【利用方法】** ①下の2次元コードから専用サイトにアクセス②チャット形式で質問に答え、最後に表示される2次元コードを保存か印刷③市役所1階の市民課窓口で2次元コードを提示④届け出書の内容確認や本人確認を行い、疑義がなければ手続き完了



問い合わせ 市民課 ☎(740)1165

## 住所の異動手続きは14日以内です

問い合わせ 市民課 ☎(740)1165

年度末は窓口が大変混み合います  
 入学・就職・転勤などによる引っ越しで、住所を異動する人は届け出が必要です。引っ越し前の市区町村で転出届を、引っ越し後の市区町村で転入届を提出してください。同一市区町村で転居する場合は転居届を提出してください。

いずれも転入(転居)した日から14日以内に届け出が必要です。手続きには、本人確認書類(運転免許証など)を持参してください。

なお、3月22日(月)~4月2日(金)の間は、窓口が大変混み合うので、早めに手続きしてください。

## コンビニ交付サービスが一時停止

問い合わせ 市民課 ☎(740)1340

3月26日(金)午後8時から11時まで、メンテナンスに伴う設備保守点検を行います。その時間はコンビニ交付サービスが利用できなくなり、住民票の写しや印鑑登録証明書などの各種証明書が発行できなくなるので注意してください。

## 原付や軽自動車の届け出は早めに

問い合わせ 市民税課 ☎(740)1132

所有者が変更になったり、盗難に遭ったりした原付や軽自動車などは、届け出が必要です。まだの人は、3月31日(水)までに済ませてください。届け出がない場合は、4月1日(木)現在の所有者に3年度の軽自動車税(種別割)が課税されます。

原付など125cc以下の二輪車は、ナンバープレートと標識交付証明書(登録票)、印鑑を持って市役所2階の市民税課へ届け出てください。

また、125ccを超える二輪車は兵庫陸運部☎050(5540)2066、軽自動車は軽自動車検査協会兵庫事務所☎050(3816)1847へ届け出てください。

3月末は窓口が混雑するので、早めに手続きしてください。

## 特別児童扶養手当を支給します

問い合わせ こども支援課 ☎(740)1179

受け取りには手続きが必要です  
 身体または精神に重度障がい、または中度障がいのある20歳未満の児童を監護する父母か父母に代わってその児童を養育している人に、手当を支給しています(所得制限あり)。

支給を受けるには手続きが必要です。制度の内容など、詳しくはこども支援課へ。

## 公金の納付書取り扱いを終了します

問い合わせ 会計課 ☎(740)1231

三菱UFJ銀行窓口での市税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、上下水道料金などの納付書(裏面に「納めるところ」に記載の場合を含む)の取り扱いが、3月31日(水)で終了します。4月以降、同銀行での窓口納付はできません。なお、口座振替による納付は継続します。同銀行で納付の場合は口座振替を利用してください。詳しくは納付書を発行している各担当課へ。

## 納付に困ったときは相談してください 保険税(料)の納付は口座振替が便利

問い合わせ 保険収納課 ☎(740)1177

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、医療を安心して受けるための大切な財源です。必ず納期内に納付してください。口座振替にすると納め忘れがなく、納付の手間が省けて便利です。

納期を過ぎると督促状を送付し、「納税呼びかけセンター」から電話で納付を案内します。納付がない場合には財産調査を行い、差し押さえなどの滞納処分を行う場合があります。特別な事情がなく滞納が続くと、有効期限が通常より短い短期被保険者証や、医療費がいったん全額自己負担となる資格証明書が交付される場合があります。納付に困った時は、市役所1階の保険収納課へ相談してください。

なお、国民健康保険加入時に口座振替を利用していた人が後期高齢者医療保険に変わった場合、振替口座は引き継がれません。新たに口座振替を申し込む必要があるため、注意してください。

## 市税の納付手段を選んで手続きを

問い合わせ 市税収納課 ☎(740)1135

市税は、口座振替で納付できます。3年度の申込期限は、固定資産税・都市計画税と軽自動車税が4月9日(金)、市・県民税(普通徴収)が5月10日(月)です。希望者は、金融機関の窓口で申込書を出すか、キャッシュカード(一部対象外あり)を持参し、市役所2階の市税収納課で手続きしてください。

また、現在口座振替を利用している人で、スマートフォンアプリによる納付がクレジットカード納付を希望する場合は、上記期限までに金融機関の窓口で廃止届を提出するか、同課まで連絡してください。スマートフォンアプリやクレジットカードで納付する場合は、納付書1枚ごとに読み取りか入力が必要です。またクレジットカード納付の場合、決済手数料は自身での負担となります。

## 申告・納期限が延長 申告は早めに 税の申告は4/15まで

3年度の税の申告・納期限が下記の通り延長されました。期限間近は会場が混雑します。密を避けるため、提出はできるだけe-Taxが郵送をお願いします。

申告期限と税の種類	
所得税・復興特別所得税	4/15(木)まで 振替納税を利用する場合の振替日は5/31(月)
消費税・地方消費税	4/15(木)まで 振替納税を利用する場合の振替日は5/24(月)
贈与税	4/15(木)まで
自宅で確定申告	
確定申告書は、e-Taxで作成・提出が便利です。スマートフォンやパソコンから確定申告書等作成専用ホームページにアクセスしてください。	e-Taxはこちら
問い合わせ 伊丹税務署 ☎(779)6121	

## マイナンバーカードの申請は早めに マイナポイントの申請期限が延長

問い合わせ 産業振興課 ☎(740)1162  
 3月31日(水)までにマイナンバーカードを申請した人を対象に、マイナポイントの申請期限が9月30日(木)まで延長されました。マイナポイントの申請はカード受け取り後に行ってください。ポイントの付与は、9月30日までのチャージや買い物が対象です。最新の情報は国マイナポイント事業ホームページ● <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/> で確認してください。  
 詳しくはマイナンバー総合フリーダイヤル☎0120(95)0178(平日午前9時半~午後8時、土・日曜日、祝日午前9時半~午後5時半)へ。

**納期限は3月31日(水)**

**国民健康保険税〈第9期〉  
後期高齢者医療保険料〈第9期〉**

納付は口座振替が便利です。詳しくは保険収納課☎(740)1177へ。